

材料エネルギー学部地域人材育成コース取扱要項

(令和5年4月1日材料エネルギー学部長決裁)

(令和6年3月13日最終改正)

機密性1

(趣旨)

第1条 この要項は、地域人材育成コースに関する取扱要項（平成26年12月25日学長決裁。以下「取扱要項」という。）第7条の規定に基づき、材料エネルギー学部における地域人材育成コースの教育プログラム等に関し、必要な事項を定める。

(育成する人材像)

第2条 地域人材育成コースは、地域課題を理解し、材料工学とインフォマティクスの知見スキルとの融合によりイノベーションを創出することで、地域産業の振興に貢献できる人材を養成する。

(教育プログラム)

第3条 開設する教育プログラムは、次の各号に掲げる地域関連科目よりなる。

- 一 ベースストーン科目（以下第4条において「BS科目」という。）
- 二 キャップストーン科目（以下第4条において「CS科目」という。）
- 三 地域貢献インターンシップ

(履修資格及び修了要件等)

第4条 前条の教育プログラムの履修資格、構成する授業科目（BS科目、CS科目、地域貢献インターンシップ）及び履修方法並びに修了要件については、別紙に定めるところによる。

(事務)

第5条 地域人材育成コースに関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月13日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の材料エネルギー学部地域人材育成コース取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙

教育プログラム（8単位以上）

履修資格

本プログラムの履修資格は、地域志向入試を経て入学した者とする。

構成する授業科目及び履修方法

次の履修表により履修すること。

なお、履修年次等は「授業科目一覧」を参照すること。

ベースストーン科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	プロジェクトデザイン	2		
	島根学	2		
	イノベーション創成基礎セミナーⅠ	2		※
	イノベーション創成基礎セミナーⅡ	2		
	地域未来論	2		
	島根の企業と経済	2		
専門教育科目	材料エネルギー概論Ⅰ	2	2	
	材料エネルギー概論Ⅱ	2	2	

※ イノベーション創成基礎セミナーⅠの履修を推奨する。

キャップストーン科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	たたらと現代製鋼	2		
	地域プロジェクト型実習	2		
専門教育科目	地域創生論	2	2	
	材料工学のフロンティア	2		

地域貢献インターンシップ

科目区分	授業科目名	単位数	必修	選択
全学基礎教育科目	地域共創インターンシップA	2		2 以上
	地域共創インターンシップB	2		
専門教育科目	企業実践プロジェクト演習	2		
	新材料・エネルギー技術を活かした事業化構想作り	2		

修了要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 一 所属する学部の卒業要件を満たすこと。
- 二 上記履修表により履修し、ベースストーン科目から2単位、キャップストーン科目から2単位及び地域貢献インターンシップから2単位を含む合計8単位以上を修得すること。